

◎新潟県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年9月24日から平成24年10月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月21日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規・変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
村上市 三面川沿岸 土地改良区	村上山辺里	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備 「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	村上市役所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消の訴えを提起することができる。